

栗山町教育ファーム推進計画

平成20年3月31日

栗山町農業振興公社

私達の生活の中で、食は生きていくために欠かせないものである。食について考えることは、それを育む環境に関わる問題や人々の健康・長寿に関わる問題、食品の安全性や消費者の信頼の確保に関わる問題等様々な事柄と関連する。

しかしながら、日常生活の中で、人はこうした食の持つ多様な役割やその大切さ、食に対する感謝の気持ち等、多くの事柄について忘れがちであり、特に子供たちの世代においては、食の基礎となるべくき、農林水産物の生産体験や、生産の苦労、喜びを知らない子供が増加し、栗山町においても、食べ残しや朝食の欠食等食生活の問題の一因となっていることが考えられる。

こうした中、国においては食育基本法（平成17年法律第63号）、食育推進基本計画（平成18年3月食育推進会議決定）において、食に関する関心や理解の増進を図るために農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが重要であるとし、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの設置について、数値目標を掲げて推進しているところである。

こうしたことを背景として、四季折々の豊かな自然環境に恵まれ、百品種以上の野菜や米など、食材の宝庫であるとともに、生産現場が極めて身近にあることから、消費者と生産者の距離が非常に近く、教育ファームを推進するのに適した栗山町においては、町民一人一人が今一度、自らの食を見直すとともに、様々な体験を通じて、生産から流通、消費に到るまでの過程に触れることで「食」への関心を高め、食べ物大切さを学び、食文化を伝えるとともに、郷土愛を育成し、生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するため、自然の恩恵や食の大切さを学ぶための取組を推進することとし、農業に関する体験ができる場、機会を広く町民に提供するため、栗山町教育ファーム推進計画を定めるものとする。

1 目的

一年を通した農業の体験を通じて、農産物の生産の苦労や喜びを学ぶことにより、子どもを始めとする町民一人一人が農業に関する関心や理解を深め、また、自然の下で農産物の生産に携わることで自然の恩恵を感じ、調理体験等もあわせて行うことにより、食の知識のみならず、食に対する感謝の気持ち、食文化の継承を目的とする。

さらに、農業体験を通じた、生産者を始めとした地域の方々との交流により、地域の活性化に繋がることも期待される。

2 現状および目標

(1) 現状

栗山町では、現在、栗山小学校、角田小学校、継立小学校で田植えや草取り、稲刈りの体験を行っている取みがある。また、JA 青年部が町内及び札幌市の親子に田植え、稲刈りの体験ツアーを実施している。

(2) 目標

① 小中学校・幼稚園・保育所を対象とした取組

平成20年度 栗山町にある全小学校が教育ファームに取り組みるとともに、幼稚園・保育所についても、半数の園で教育ファームの取組を開始する。

平成21年度 全小学校での実施を継続し、幼稚園・保育所についても、2/3の園に拡大する。

平成22年度 全小学校での実施を継続し、幼稚園・保育所についてもすべての園に拡大する。

平成23年度 全小学校、全幼稚園・保育所での実施を継続し、中学校についても半数の中学校にも取組みの拡大を図る。

平成24年度 全小中学校、全幼稚園・保育所での実施を継続し、他の学年にも取組みの拡大を図る。

② 町民全体を対象とした取組

平成20年度 農業団体（(財)栗山町農業振興公社（以下「公社」という。）等）と連携した教育ファームを1ヶ所で開設することとする（1ヶ所あたりの町民参加数は20名程度）。

平成21年度 農業団体（公社等）と連携した教育ファーム数を2ヶ所とする。

平成22年度 農業団体（公社等）と連携した教育ファーム数を3ヶ所とする。水稲のみならず、野菜の教育ファームの取組みを拡大。

平成23年度 農業団体（公社等）と連携した教育ファーム数を5ヶ所とする。野菜の品目数を拡大。

平成24年度 農業団体（公社等）と連携した教育ファーム数を5ヶ所を継続する。野菜の品目数を拡大。

3 実施内容

栗山町教育ファーム推進協議会の位置付け

栗山町「食」をつなげるネットワークを栗山町教育ファーム推進協議会（以下「協議会」という。）と位置付け、町（産業振興課、住民福祉課等）教育委員会、農業委員会、公社等の関係機関も含め協議を図る。なお、事務局は公社に置くこととする。

(1) 教育ファーム及び「あぐり先生」の認定・登録

町は、農業体験の場等の提供者及び農業体験の実施者を「あぐり先生」と称して、これを公募し、適切と認められる場所、人材等について教育ファームとしての認定、「あぐり先生」の認定を行う。

(2) 教育ファームでの農業体験参加者の募集

町は、登録された教育ファーム及び「あぐり先生」や体験内容等に関する情報について、広範に開示するとともに、農業体験参加者の募集、広報活動、「あぐり先生」の派遣、関係者間の連絡調整等を行うものとする。

また、必要に応じて、生産者団体や農業委員会等に情報の収集・提供について協力を求めることとする。

(3) 農業体験の内容

地域の実情に応じて、一貫した農業体験ができるよう配慮するものとし、可能な限り、調理体験や販売体験等の生産に係る体験以外の体験も組み合わせて実施することとする。

なお、必要に応じて、栗山町「食」をつなげるネットワーク、JA女性部・JA青年部、農産物直売場との連携を図り、円滑な実施に努めることとする。

また、幼稚園、保育所、小・中学校（以下、「学校等」という。）の幼児・児童を対象とした教育ファームの取組が重要であることから、町産業振興課、住民福祉課、教育委員会、公社等と連携し、各学校等の教育ファームにおける農業体験の取組を推進する。

学校等が参加する教育ファームでの農業体験の取組は、可能な限り学校等に隣接した圃場での実施、協力が得られる児童・生徒の保護者等の所有する圃場を利用すること等に配慮することとする。

実施に当たっては、一年に1回程度、関係者の意見交換の場を設けることとする。

各教育ファーム実施主体である農業者やJA等は、参加者や学校等の紹介希望に対応するための情報として、それぞれの目的、体験の対象とする農産物、おおよその年間スケジュール、受け入れ可能人数、特色、参加費などについて、事前に公社に提出することとする。

ア 対象作物

栗山町で生産されている全ての農産物を対象とする。中でも、栗山町の特産品である、かぼちゃやじゃがいも、米など、栗山町の特徴を生かしたものが望ましい。

体験内容については、年間を通して同一の参加者が2作業以上、2日以上体験を行うことを最低限の条件とする。

イ 実施プログラム

各教育ファームとも、作業開始前に、年間を通した目的とスケジュールを確認する。その後はスケジュールに従って体験作業を行い全体の圃場管理は農業者が行うが、可能な限り参加者が日常的な圃場管理にも関与するよう努めることとする。収穫後は、可能であれば、収穫祭を行い、関係者の参加の下、収穫した作物を利用した調理などを行うことが望ましい。また、全ての作業が終了した段階で、関係者の参加の下、閉校式を行い一年間を振り返ることとする。さらに、参加者の意識や食生活の変化等についても、可能な限りアンケート等を行い、取組の成果を取りまとめ、公表することとする。

ウ 町内各地区での具体的取り組み内容（19年度）

●学校等を対象とした教育ファームの取組

(ア) 富士地区 栗山小学校（5年生97名対象）

作業内容 5月 田植え
7月 草取り
9月 稲刈り

(イ) 角田地区 角田小学校（1年生～6年生85名対象）

作業内容 5月 田植え
9月 稲刈り
その他年2～3回各学年で草取り

(ウ) 継立地区 継立小学校（3年生～6年生49名対象）

作業内容 6月 田植え
7月 草取り
10月 稲刈り

●一般を対象とした教育ファームの取組

(エ) 北学田地区 JA 青年部（町内・札幌市の親子91名）

作業内容 5月 田植え
9月 稲刈り